

○静岡県保健医療計画に定める各法律に基づくへき地医療対策の対象地域

区分	指定	該当地区		
(1) 過疎地域 (過疎地域の持続的 発展の支援に関する 特別措置法に基づく 過疎地域) 【7市町】	全地域指定	下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、川根本町、 伊豆市、河津町		
	一部地域指定	該当なし		
	経過措置適用 (2026年度 末まで)	浜松市(旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町)、沼津市 (旧戸田村)、島田市(旧川根町)		
(2) 振興山村 指定地域 (山村振興法に 基づく振興山村 指定地域) 【13市町】	全地域指定	川根本町		
	一部地域指定	下田市	稲梓村	
		東伊豆町	城東村	
		河津町	上河津村	
		南伊豆町	南上村、三坂村	
		松崎町	中川村	
		西伊豆町	旧西伊豆町(仁科村)、旧賀茂村(宇久須村)	
		伊豆市	旧中伊豆町(上大見村、中大見村、下大見村) 旧天城湯ヶ島町(上狩野村、中狩野村)	
		富士宮市	旧芝川町(柚野村)	
		静岡市	大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村	
		島田市	旧川根町(伊久美村、笹間村)	
森町	天方村、三倉村			
浜松市	旧天竜市(熊村、上阿多古村、竜川村)、旧佐久間町 (浦川町、山香村、城西村)、旧引佐町(伊平村、鎮玉村)、 旧春野町、旧龍山村、旧水窪町			
(3) 離島 (離島振興法に基 づく離島)	指定地域	熱海市	初島	